

明治聖徳記念學會紀要 第五卷

研究

倭論語の本文批評的研究 (承前)

加藤 立智

第三章 倭論語に使用せられたる資料

第一節 資料の種類

倭論語の作者は、その教材的資料を如何なるものより得來りしかを考ふるに、大體左の如き書類及びその他のものより獲得せしものゝ如し。

第一 神道に關する書類

(一) 神道五部書の類

倭論語の本文批評的研究(承前)

三社託宣の類

唯一神道名法要集の類

神道大意の類

主として卜部家の神道に關する當時流行の傳授書註釋書講義の類

八幡愚童訓

本朝神社考

第二 佛教に關する書類

無住法師著 砂石集

夢窓國師、夢中間答

大燈國師、法語

存覺の作と稱せらるゝ報恩記及び諸神本懷集等各種の假名法語

元亨釋書

本朝高僧傳

佛教の經論特に語錄類

第三 儒教等に關する支那の關係書類

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七)

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七)

- (一) 論語孟子の類(經書)
- (二) 孫子(軍書)の類

第四 歴史類及系圖

- (一) 日本紀及舊事紀の類
- (二) 諸家大系圖
- (三) 保元物語
- (四) 太平記

第五 各種の雜書

- (一) 徒然草等の隨筆
- (二) 甲陽軍鑑
- (三) 俗談正誤

こは讀者、本論文の第三章第四に論ぜし所を參照せば、その要旨明瞭となる可きを以て、更に彼處に引用せし例證文は凡て省略すと雖も、尙一二著明なる實例を以て、以上の論旨を闡明せん。

先づ第一に倭論語が藤原鎌足の語として擧げたるものと、唯一神道名法要集の文とを比較すべし、蓋し思半に過ぐるものあらん。

大織冠鎌足賢曰く

吾唯一の神道は天地をもて書籍とし、日月をもて證明とす、是すなはち純一無雜の密意なり、かるがゆへに儒釋道の三のをしへをかなめともちゆべからざるものなり、然れども唯一の潤色として神道の光華とし、ひろく三教の才學をぞんじ、専ら吾道の淵源をきわめんものは、またなにの妨かあらんや(和論語、三、四)。

唯一神道名法要集に曰く

上宮太子密奏言、吾日本生種子、震旦現枝葉、天竺開花實、故佛教者爲萬法花實、儒教者爲萬法之枝葉、神道者爲萬法根本、彼二教者皆是神道之分化也、以枝葉花實顯其根源、花落歸根、故今此佛法東漸、吾國爲明三國之根本也(唯一神道名法要集、續群書類從、三、神祇部、六四九)。

以佛爲垂跡、顯露之顯者淺略儀、隱幽之密者深祕義也、今以佛爲本地者、是淺略一義也(同上、六五〇)。

尙ほ神道大意の左の文を比較せよ、

儒佛の二教は流にたとふ、神道は宗源とて嶺より出づる端的水にたとふる也(日本教育文庫、宗教篇、二八)。

又神託に曰く、

諸人の心は神の舍なれば直き時は神なり（倭論語、一、三五）

寶基本紀に曰く、

心波神明乃舍（神道五部書、國史大系、七）

倭姫の語として倭論語の著者が、

いはゆる佛の本地は衆生なり、衆生の本地は一靈なり、一靈の本地は神明なる事を知るべし（倭論語七、六）。

と云へる思想は、神道五部書より得たるものたること明かなりと雖も、亦神道大意よりも得たるものたる事を知るべし。曰く、

佛波則神乃性、人波則神爲主奈利（神道大意、日本教育文庫、宗教篇）

龍田大明神神託に曰く、

なべての貴きいやしき人、あめを祈り地をまつりて、もろもろの神をいのらんより、なんぢめが父母によくつかへよ、すなはち兩親は内外の神明なればなり、内あきらかならで、外のみを願がふべからず（和論語、一、一九）。

存覺の報恩記に曰く、

四十二章經に云く、凡人事天地鬼神不如孝其親、二親最親也と云へり（眞宗聖典、上、七一九）。

而してこは實に俗談正誤の文と大體に於て同一なり、唯俗談正誤に於ては「兩親は内外の神明なり」と結びて後を云はず、是れ恐く澤内源内の私意を以て、註釋的に附加せしものならんか、今參考の爲めに俗談正誤の本文を左に掲げん。

なべての貴きいやしき人、あめを祈り地をまつりて、もろもろの神をいのらんより、なんぢめが父母によくつかへよ、すなはち兩親は内外の神明なり。

倭論語の作者は僧法圓の語として、擧げて曰く、

繪像木像を生身の佛とおがむ人は、瓦石をにぎりて金となす人なり、木像なり生身に非ずとおがむぬる人は金をもて土石となす人なり(倭論語、九、二九)。

而してこは全然無住法師の砂石集の思想なり。砂石集に曰く

金をもて人畜の形をつくる、形をみて金をわするれば勝劣あり、金を見て形をわする、時はことなる事なきが如し、法身無相の金をもて四重圓壇十界隨類のかたちをつくる、形をわすれて體を信ぜばいづれか法身の利益にあらざる(砂石集、一、上、七)。

林道春の本朝神社考に曰く、

三井寺長吏公顯僧正曰、…譬如用金造人物形、見形忘金、則雖有勝劣而見金忘形、則無有異同也

而してこの思想は、又迦れば華嚴の金獅子章に基するものたるは云ふまでもなし。然れど倭論語の作者澤田源内はこの根本資料を知らざりしもの、如し。尙大燈國師法語（禪宗聖典、七四七及七四八）及びその弟子夢窓國師の夢中間答（同上、八〇八及び八〇九）等比較すべし。以て倭論語作者の思想の淵源する所を知るに便なるものあらん。

又倭論語の作者は、

天照大御神の御神託の結尾として、

芦原瑞穂國者、我子孫可爲主之地也（倭論語、一、九）

を擧げたり。是れ日本書紀の有名なる、

芦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地也（國史大系、一、五〇）。

の本文を、故意か偶然か、多少變更して掲げたるものに外ならず。

又倭論語の作者が、僧源空の語として、引用せし語の一部は、徒然草第三十九段に出づるものたること明かなり。讀者參照比較すべし（倭論語、八、二八）。

尙ほ倭論語作者が、平素深く記憶せるものと見えて、その文を抜抄せしものと見る可き太平記中の二文を左に掲げせん。

源義助、元弘年中に新田義貞と北條相模守と不和の時、既に鎌倉より、大軍向ふの由、新田の一門軍

評定區々にして、或は沼田を城として利根川を前に當て、戰はん。或は越後の一門を頼み津張へ、打出で上田に楯籠らんと詮議區々なる中に義貞弟、脇屋二郎義助進み出て曰く、

夫れ士は死を輕んじ名を重んず、唯綸旨を胸に當て鎌倉を枕として討死せんは、是れ子孫の面目なるべしとなり。之に依て一門皆々新田を打立ち、鎌倉をさして攻め出づる、方々よ勢どもつきて程なく鎌倉を攻落すなり(倭論語、六、九)

源義詮延元元年中、奥州國司顯家卿、新田德壽丸、相模二郎時行等牒合せて既に鎌倉を攻めんとす。

此時鎌倉には軍兵少くして危し、之に依て上杉民部少輔、同中務大輔、志和三郎、桃井播磨守、高大和守以下宗徒の一族、大名數十人、大將足利左馬頭義詮朝臣の前に參つて評定ありけるに、或は味方度々の合戦に利なし、唯安房上總へ引退きて東八國の勢ども、何處へつくと見て、時の反違に従ひ軍の安否を計りて戰ふべきかと、事延々したる評議のみ有りて、誠にすくしく聞えたる義勢はなき所に大將左馬頭義詮其頃僅に十一歳なりしが熟々此評議を聞き給ひて、大音を擧げて宣ひしは、抑も是は面々の評議とも覺えぬ事かな、軍をする程にては一方負けぬ事ある可らず、そゝろに落ちて、軍をば爲ぬ物にてこそあらめ、苟も義詮東國の管領として偶々鎌倉にありながら大敵なればとて、一戦をもせず聞通にせん事武士たる者の恥辱、何事か是に過ぎん、假令味方小勢なりとも、一戦して叶はずば討死すべし、又遁るべき事あらば一方打破つて安房上總へも引退きて、敵の後方に從ひて上洛し、宇治勢田にして攻めた

らんに、何か敵を亡ぼさざらんと申し給へば大名皆々尤もなる仰られ事とて、此義に同じけるとなり
(同上、五、六)。

第二節 資料の性質及びその取扱方に就きて

第一

倭論語の作者の資料は、先づ人口に噂炙せしものを以てし、俗耳に入り易きものを取り、若くは原本の多少難解の時には、無くもがなと思はるゝ蛇足をさへ附け加へられたるを見る。彼の天照大神、八幡大菩薩、春日大明神の三社託宣の如き、人口に噂炙したるものにして、倭論語の資料となりしものなり。蓋し徳川時代に三社託宣一毛抄(安永四年の出版)その本文及び註解書の出でたる、又三社託宣が同じ徳川時代の如雲上人なる僧侶に由りて歌の形に和解せられて、

伊勢

夜も晝も雨がふつてもふらひでも大千世界天てらす神

八幡

鐵丸をたとひくふともけがれたる人の心はのみこまぬ神

春日

みしめ繩心にはりて悪をさけ慈悲をたるゝを神といふなり

(如雲上人著、無心抄、安永九年の跋、大坂出版)

として、坊間信仰となりしが如き、歴々徴すべし、斯くの如きものより倭論語作者は採り來りて、以てその資料に供せしが如き、又彼の俗談正誤中に見ゆる諸材料と同一のものを取りしが如き、又倭論語中には本來漢文なりし原文は、二三の例外あるも、大概之を和譯せり。

第二

倭論語作者の使用せし資料の不完全なるものを指摘せんに、

倭論語作者は資料の正確不正確を甄別せずして使用せるものあり、彼の尊卑分脈、甲陽軍鑑の使用の如きは是れなり、諸家大系圖は尊卑分脈を元として、それを改惡せしもの、甲陽軍鑑が高坂彈正に托せられたりと雖も、後世の所謂僞書にして、而も徳川時代の初期に已に盛に行はれたる甲州流の兵法の經典なること人の能く知る所なり。而して倭論語(倭論語、六、二八)に「源晴信曰く」として掲げしものは、甲陽軍鑑の抄抄なり。又倭論語作者は、公卿補任や清原家系圖を知らざりし手ぬかりあり、是れ前章已に論明せし所なり。

第三節 倭論語作者の想像上に書かれし記事

徒然草に(三十九段)由れば、「或人の法然上人に念佛の時、睡におかされ、行をおこたり侍る事いかゞして此さはりをやめ侍らんと申しければ……とあり」。然るに和論語作者は此或人[○]を佐々木四郎高綱[○]なり

とせり、而してこは如何なる證據に由るか不明なり。恐く倭論語作者の假想に出でしならん。倭論語に曰く、

佐々貴四郎高綱遁世して高野山に在りしが、或時京へ上りて源空上人にあひて問ひけるは、念佛の時眠に犯されて行をおこたり侍る事……(倭論語、八、二八)。

又枕草子の著者なる清少納言を呼びて清子と稱せるが如き、如何にもその稱呼の滑稽に感ぜらるゝ節なきに非ず。何となれば女は清原元輔の女なるが故に、清少納言と云へるに、之を倭論語作者は勝手に清子と呼びしを以てなり(和論語、七、二二、貴女の部、下)。その他松下禪尼の兄[◎]義景を和論語作者は、弟と作り更へたるが如き(同上、二二)、何れも小刀細工の跡を見る可し。倭論語の作者は管領義實(即ち佐々木義實にして史實上の人物に非ず)の百個條なるものゝ存せるが如く説けり、而も是くの如きものゝ存せし筈なし、何となれば既に述べし如く、佐々木義實なる人物が亡是公にして、従ひて斯る人の百個條なるものが世に存する筈なし、こは恐く武田信玄の百個條、長曾我部元親の百個條法制等に擬して、佐々木義實の百個條なるものゝ存せしが如く倭論語作者の聲言せしものたるに外ならざればなり(倭論語、六、二二、武家部、下)。

第四節 同一思想の反復多し

倭論語全篇を通じて、卜部家の神道思想にして、神を中心とし儒佛の二教をその潤色として、清淨[◎]、

正直、慈悲等の教を鼓吹せんとするものなり、此根本思想を、手を變へ品を變へ、或は神の託宣とし、或は王侯相將或は貴女釋子等の口を藉りて云ひ表はさんとするものなり。故に思想の重複は各所に表はれ、時に某神の託宣と、某僧侶の述べし格言と全然一致し、唯僅に神と佛の文字の取換はりたる丈なるものあり。例之彼の平岡大明神の神託と、僧源算の言ふ所の如き是れなり。

平岡大明神神託に曰く、

したがへる人一神を禮拜するとも、もろくの神の心になはんなり、たとへば千々の鏡をかけて人あり、これにむかはんに、いづれのかゞみか、そのかげをうつさすといふことなし、ふたつ心のおこるより、くだくしき心にはくだりて、まよひの海にしづむなるべし(倭論語、六、二二)。

源算曰く、

一佛一尊に能く供養禮拜するに、もろくの佛、是をよく請くる事は、たとへば百千の鏡をかけて、一人行きて是をみるが如し、いづれの鏡か、そのかげをうつさすと云ふ事なきが如し(同上、八、二〇)。

今此外思想の重複せるもの、一二を指摘し、以て彼此對照の便に供せん。

(一) 日本を中心本幹と見、支那印度を枝葉潤色と見る立脚地の表はれたる個所。

一、鹿島大明神々託

二、熱田大明神々託(本書中の前後の兩神託とも)

三、八幡大菩薩神託

四、三島大明神々託

五、杵築大明神々託

六、海神大明神々託

七、住吉(長門)大明神々託

八、城山大明神々託

九、大織冠鎌足(附公卿部)

十、倭姬命

(以上神明部)

十一、舍人親王

十二、桓武天皇

十三、高岳親王

十四、宇多天皇

十五、多明親王

十六、龜山院

十七、後奈良院

(以上人皇并親王部)

十八、源材親

十九、藤兼孝

(以上公卿部)

二十、平重盛

(武家部)

二十一、仲媛命

(貴女部)

二十二、聖德太子

(釋子部)

(二)

一神一佛を禮拜するは則ち萬神萬佛を禮拜するに等しき説

一、平岡大明神々託

二、松尾大明神

三、金峰山大権現

(以上神明部)

四、源算

(釋子部)

第四章 倭論語の流布とその刊行

倭論語初めて刊行せられたりしは、徳川時代の寛文九年(一六六九)にして、明治に至りてはその四十二年十二月に活字版となりて註解を施されて、世に流布せられたり。又徳川時代に於ては、勝田充なる人、倭論語中、修身誠意の教訓にして、俗耳に入り易きものゝみを抄出し、以て倭論語抄と名づけて、世に公にせり。時に嘉永三年(一八五〇)なりと云ふ佐村八郎編、(國書解題)。貞享二年(一六八五)に成りし諸社一覽及び同じく徳川時代に成りし佐渡但馬等の地誌に倭論語中の神託等を掲げたるものあり。而して一方にては伊勢貞丈、小山田興清等の本書に關する評論の出づるあり、以て本書の世に能く行はれしを反證するものと謂ふ可し。

而かのみならず、徳川時代心學の開祖石田梅巖亦倭論語を講じたりと云ひ、(中島力造及足立立園共著「社會教育及び教化の研究」一六〇參照)而してその著都鄙問答を讀むに梅巖亦確に倭論語少くとも倭論語風の思想に影響せられたるを見る梅巖曰く

日本宗廟天照皇太神宮を宗源と貴び奉り、皇大神宮御實敎に任せ、萬くだくしきを拂ひ捨て、一心の定れる法（ほう）を尋ねて天の神の命（みことのみこと）に合ふ惟一（たゞ）を相る（あは）に儒佛の法を執り用ゐるべし、こゝを以て一法を捨てず一法に泥す天地に不逆（よからざる）を要とす（卷三、赤堀又次郎編、心學叢書、第三編、一八八及一八九頁）。

是れ豈に倭論語の開卷第一に見ゆる天照大神御實敎と殆どその文字章句迄同一なるに非ずや。

又彼の禊教の開祖井上正鐵の如き、其思想倭論語に由りて影響せられたる形跡頗る顯著なるものあり、井上正鐵の神道唯一問答書一篇之を證して餘あり。則ち井上正鐵が該書中に引用せし御神託は主として倭論語より採り來りたるものなり。又如何に徳川時代の實際的神道が倭論語に由りて影響せられしかを知るに足る。井上正鐵が倭論語より藉り來りて、其著唯一問答書中に挿入せし神託例之左の如きものあり。

唯一問答書中の春日大明神々託

諸乃人等與神明乃助乎受乎止思波婆常仁慢心乎退氣與譬婆一毛乃慢心乃神明乎隔津詛事大雲乃如志（唯一問答書、上）

是れ豈に倭論語中の春日大明神の神託の一部と全然同一にして唯そを萬葉假字に書き直ほし、迄に非ずや。

又更に唯一問答書中の下を讀むに、その中の天照皇大神宮實敎は全文倭論語の開卷第一に掲げられた

るものと同一なり。又唯一問答書中三神(上?)大明神神託、南宮大明神神託、新羅大明神神託、建石勝大明神神託、杵築大社神神託、住吉坐荒御魂大明神神託、城山大明神神託、吉備津彥大明神神託、竹生島大明神神託の如き何れも皆倭論語より藉り來れるもの、その藤氏の祖神多武峰大明神の神託は、倭論語に於ける大織冠いはくにて始まるものとその全文同一なり(卷一、終尾)

是れ等の事實は倭論語の禊教の上に及ぼしし最好き具體的適例なり。而して禊教の教、漸を以て世に弘通するに至るや、井上正鐵の弟子中、その師正鐵の唯一問答書を漢譯せる者あり。隨ひて之れと同時に、該書に引用せる倭論語の神託は自然の結果漢譯せられたるものにして、此に於て倭論語の一部は川尻義祐、妻木頼矩二氏の手によりてその漢譯さへ作くられしを知るに足る。今左に一二之れが實例を摘記す可し。則ち前記二氏の漢譯たる神道唯一問答に曰く、

春日神託云、衆人欲得神助、須祛慢心、設一毫有慢心、與神明睽違、如雲蔽大空。

(もろくのらら神明のたすけをうけんとおもはゞ、つれに慢心をしりぞけよ、たとへば一毛の慢心の神明をへだつること大雲の如し
——倭論語)

大神寶敕曰、蒼生構譎詐者、一時雖掩其惡、天譴終不可追焉、守正直者、一時雖遭凶厄、他日天惠必至矣。

又曰衆人逆天則其禍必盡而且墮根國、須清明同天地、務除去汚染、以體神心。

又曰衆人慎順天道、而敬天神、崇祖宗、可以立德業於天下。

(吾もろくのあをひとくさ、いつはりばかりて、たとへば、よしとおもふとも、かならず、あめのみことのりかりをうけて、根の國におもむかん、たゞしき心をもちて、まさにあさしくとも、かならず天の神のめぐみあらん。

もろくのいくひとら、あめにさかふ時は道なく、つちにさかへば、そのさいはひなし、そのもとはなれ、根の國にいりおらんぞ、かされて心をあめつちにひとしくして、おもひを風雲にのせて、道にしたがふの本とし、神をまもるのかなめとせよ。よろづのくだしきことをはらひすて、ひとつ心のさだまれるのりをたづねて、あめのかみのかみにことになひて、神の心になへ。

もろくのいくひとら、天地にしたがひて、玉の緒をつぎ、すへらみをやまつり、心のりをまさしくし、そのみなもとの根をふかふし、宗廟の神をやまひて、よもの國をしたがへて、天の位の貴きことを見て、そのわざを天が下にひろむべし——倭論語)

尙左に頰を厭はず、倭論語等の底本と思はるゝ神道五部書中の御鎮座本紀の原文を摘記せん。又以て古今漢字の巧拙并に變遷の跡を見るを得可き乎。

天照太神悉治天原、……宗廟社稷之靈、……是以從人、本天地續命、祀皇祖、標德、深其根源、恭崇祖神、今朝四方之國、以觀天位之貴、弘大業明天下、夫逆天則無道、逆地則無德、而外走本居、沒落根國、故齊情天地、乘想風雲者、爲從道之本、爲守神之要。

運歩色葉集に曰く

謀計雖眼前利潤、必當神明罰、正直雖非一旦依怙、終蒙日月憐

三上神託云、以善道、誘衆者、天神地祇、報之以吉利、侮且毀人者、報以凶禍、善惡之報、神決不爽之、而國家盛衰存亡、亦係於此。

(三上大明神神託——つれにあめが下のもろる人に、正しく直き心をしらしめんとおもふものは、神明是をよろこびて、その名を天が下

にあらはします、さいはひは子孫にあまる、たとへばまがれるもの、一巨人のよめる事ありとも、神明これなうばひてつきなかるべし——倭論語)

新羅神託云、凡履正道者、鬼神不能燒、水火不能侵、金石爲鎗、刀刃爲折。

(新羅大明神託——なべての人、心直く正しきその身には、鬼神もこれをかたむけず、水火もおかしえず、金石も是がためにしたむひ、とき又もきることなし、思ふべし諸人よ、直き心のみさほをかたむくる事なけれ——倭論語)

杵築大社神託云、衆人不循國法而馳心於外者、則神敵也、我當令使神褫其軀命、且當祭時後我者、我當阻撓其所願也

(杵築大社神託——益人がわが神國のおきてを守らて、外に心なうつしなば、神明のあだなれば、我眷屬の神をつかはし、その玉の緒なうばひとらん。もろくの神をまつらんに、我をまつさきにせぬ衆生のれがひは、よもとげさじと思ふ。——倭論語)

住吉座荒御魂神託云、國民者我國神子也、故不奉神教而尙異教者、我不復子視之、是乃大神之意、宜戒之。

(住吉坐荒御魂大明神託——我國の人は我神の子なり、おやのをしへなうしなひて、あらぬかたのおしへにしたがふは、我子にあらじ、我子にあられば彼れまもるによしなし、是あまてらすみことの教なり、わがおもふ益人よたもちたもて——倭論語)

法忍律師(嘉永五年寂す)の孝行粉引歌、亦その思想中、倭論語に影響せられしと思はるゝもの無きに非ず、例之、

孝行粉引歌

孝がなければ鳥にも劣る

せめて是れから孝行を

父は外宮に母は内宮

これぞまことの生神よ

と云へるは、彼の四十二章經より、存覺の報恩記、俗談正誤等に存する思想なることは、前既に縷述せる所なりと雖も、倭論語中の龍田大明神の神託と殆ど同一なるものなり。該神託に曰く、

なべての貴きいやしき人、あめを祈り地をまつりて、もろくの神をいのらんより、汝めが父母によくつかへよ、すなはち兩親は内外の神明なればなり。

以上の事實に由りて考ふれば、倭論語が徳川時代後半の通俗思想界に影響する所亦尠からざるを知る。

しかのみならず、心學の大家、石田梅巖亦、倭論語を利用してその通俗講演を試みたり。曰く、

日本宗廟天照皇太神宮を宗源と貴び奉り、皇太神宮御寶敕に任かせ、萬くだしきを拂ひ捨て、一心の定まれる法を尋て、天の神の命に合ふ惟一を相るに儒佛の法を執り用ゐるべし、こゝを以て一法を捨す、一法に泥す、天地に不逆を要とす (都鄙回答、三、心學叢書、三編、一八九)。

是れ豈に倭論語の天照大神の寶敕の一部を骨子として、その他の三教調和思想を加味せるものに非ずして何ぞ。

明治維新後に至りては、前一言せし倭論語の活字版以外に、國學院雜誌に於て齋藤惇、河野省三兩氏の研究發表されたるのみならず、之れより先き英にアストン Aston 氏ありてその一部を英譯して、氏

の著「神道」Shinto, the Way of the Gods の中に掲出せり。仍て左に一言をアストン氏の英譯に費し、以て本書の成立に關する研究を終へん。

第五章 倭論語の歐語譯

倭論語は未だその全部の歐洲語に翻譯せられたるものを見ず。唯僅かにアストン氏が其著「神道」の中に於て數種の神託を英譯せるを見るのみ。天照大御神、八幡大菩薩、春日大明神、松尾大明神、天滿宮、愛宕山大權現、鹿島大明神、熱田大明神、龍田大明神、淺間大明神、若狹彥大明神、龍田大明神、粟鹿大明神、伊都伎島大明神の託宣はその一部又は全部の英譯を見る。而かも外人の悲さには、意外なる誤謬に陥りし點なしとせず。例之彼の伊都伎島大明神の神託中「我天上にしては日本の神なり、中央にはこゑをあらはし、大地にかくれて萬物を生じ…」とある文中、その「中央にはこゑをあらはし」の文字の、能く讀了し能はざる「こゑ」を「これ」と見誤り *"In the mid-sky I show my doings"* (W. G. Aston, *Shinto, the Way of the Gods*, p.367) と全然ごまかし譯を行ひ、其譯文は何等の意味を爲さるに終れり。是れ原文の意は聲を表はしの義にして、印度の *Muse* たる妙音天即ち辨才天梵名サラスヅチー *Daravati* をまかしたるものなり。然るに外人が我假名文字を能く識別せざるより。かゝる誤譯に陥り、全く無意義の文字の羅列に過ぎざる英譯を見るに至りしは、返へすくも殘念の事に屬すと謂はざる可からず (井上正鐵の唯一問答書には此神託を擧げて聲の漢字を以て書せり以てアストンの誤譯を知る可し)。是れ吾人が日本の事は、終に日本人の自ら之に當

らざる可からざる所以を、平素稱道して已まざる所以なり。加之尙ほ之を外にしも、アストンは何等本文批評を、本書の上に加ふることなく、此書に表はれたる通りに、その相傳をそのまゝ採用し、その作者の誰れなるか、又この書の、眞に何時代の作なりしかを豫め精査せざりし缺陷あるを見る。若し吾人の倭論語の研究にして、尙是等の不足を補ひて、本書の眞相を内外に紹介するを得ば、豈に雷に獨り吾輩の幸慶とのみ言はんや、抑又我學界に滄海の一滴を寄與したるものと謂ふを得可き乎(完)

